

議案第 2 号

日野町国民健康保険税条例の一部改正について

日野町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 4 年 1 月 1 8 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例(昭和35年日野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 1～14略 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額の特例) 15 第4条中「当該年度の固定資産税額」とあるのは、「平成18年度分から <u>平成23年度分</u> までの間、当該年度の固定資産税の税率を100分の1.5として算出した額」とする。	附 則 1～14略 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額の特例) 15 第4条中「当該年度の固定資産税額」とあるのは、「平成18年度分から <u>平成27年度分</u> までの間、当該年度の固定資産税の税率を100分の1.5として算出した額」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行する。